



3 労働保険

ろうどうほけん ほけんかにゆうしゃ かぞくせいかつほしゅうにほんしゃかいほけんせいど ろうどうしゃさい
労働保険は、保険加入者やその家族の生活を補償する日本の社会保険制度のひとつで、労働者災
がいほしゅうほけん こようほけん ふた
害補償保険と雇用保険の2つがあります。

3-1 労働者災害補償保険

ろうどうしゃさいがいほしゅうほけん (1) 労働者災害補償保険とは

いっぱんてき ろうさいほけん ほけんりょう やとぬしじぎょうぬしぜんがくふたん
一般的に労災保険といわれ、保険料は雇い主(事業主)が全額負担します。パートタイマーやアルバイ
ふくかいしゃはたら ざいりゅうしかくがいこくじん てきょうしごとびょうき
トを含め、会社で働いていればどんな在留資格の外国人にも適用されます。仕事でけがをしたり病
ばあいしぼうばあい つうきんとちゅうさいがいうばあみと ろうさいほけんたい
なった場合や死亡した場合、また、通勤の途中で災害を受けた場合などが認められれば、労災保険の対
しょうかくしゅほしゅうきゅうふう
象となり、各種の補償給付を受けることができます。

ろうさいほけんほんにんじぎょうぬし ろうどうきじゅんかんとくしよしんせいほしゅうう
けれども、労災保険は、本人または事業主が労働基準監督署に申請しないと補償は受けられません。
ろうどうさいがいおももよ ろうどうきじゅんかんとくしよとどで
労働災害だと思ったら、まず最寄りの労働基準監督署に届け出ましょう。

ほしゅうきゅうふ (2) おもな補償給付

ほしゅうきゅうふ おもな補償給付	しよるいこうふばしよ 書類の交付場所	しよるいていしゅつさき 書類の提出先
りょうようほしゅうきゅうふ りょうようきゅうふせいきゅうしよ 療養補償給付(療養の給付請求書)	ろうさいほけんしていびょう 労災保険指定病 いん 院	ろうさいほけんしていびょういん はつしんさつじ 労災保険指定病院(初診察時)
きゅうぎょうほしゅうきゅうふ きゅうぎょうほしゅうきゅうふせいきゅう 休業補償給付(休業補償給付請求 しよ 書)	ろうどうきじゅんかんとくしよ 労働基準監督署	ろうどうきじゅんかんとくしよ 労働基準監督署
しょうがいほしゅうきゅうふ しょうがいほしゅうきゅうふしきゅうせい 障害補償給付(障害補償給付支給請 きゅうしよ 求書)	ろうどうきじゅんかんとくしよ 労働基準監督署	ろうどうきじゅんかんとくしよ 労働基準監督署
いぞくほしゅう いぞくほしゅうねんきんしきゅうせいきゅうしよ 遺族補償(遺族補償年金支給請求書)	ろうどうきじゅんかんとくしよ 労働基準監督署	ろうどうきじゅんかんとくしよ 労働基準監督署



りょうようほしやうきゆうふ
●療養補償給付

ろうどうしゃぎやうむじやう つうきんとちゆう びやうき ばあい ちりやうりょうよう ひつやう ひやう しはら
労働者が業務上、または通勤途中でけがや病気にかかった場合に、治療・療養に必要な費用が支払
われます。

ちりやうほしやうきゆうふ う ろうさいほけん していびやういん い していびやういん
※治療補償給付を受けるためにはできるだけ、労災保険の指定病院に行くようにしましょう。指定病院
には「療養の給付請求書」という用紙があり、はじめて診察を受けるときにこの用紙を提出すると、労災
りょうようきゆうふせいきゆうしよ ようし しんさつ う ようし ていしゆつ ろうさい
保険の申請ができ、治療が終わるまでお金を払う必要はありません。労働災害だと思ふ場合、医療機関
ほけん しんせい ちりやう お かね はら ひつやう ろうどうさいがい おも ばあい いりやうきかん
で健康保険または国民健康保険を使った場合でも、必ず労働災害保険の申請をしましょう。

きゆうぎやうほしやうきゆうふ
●休業補償給付

ろうどうしゃぎやうむじやう つうきんとちゆう さいがい う ちりやうりょうよう きゆうぎやう きゆうりやう
労働者が業務上、または通勤途中で災害を受け、その治療・療養のために休業して、給料をもら
ばあい よっかめ きゆうふきそにちがく しきゆう
えなかった場合、その4日目から給付基礎日額の60%が支給されます。

きゆうぎやうほしやうきゆうふ しきゆうせいきゆうしよ ろうどうきじゆんかんとくしよ ようし ろうどうきじゆんかんとくしよ
※「休業補償給付支給請求書」(労働基準監督署でもらえます)という用紙を労働基準監督署に
ていしゆつ
提出しましょう。

しやうがいほしやうきゆうふ
●障害補償給付

ぎやうむじやう びやうき なお しんたい いてい しやうがい のこ しきゆう
業務上のけがや病気が治っても、身体に一定の障害が残ったときに、支給されます。

いぞくほしやうきゆうふ
●遺族補償給付

ろうどうしゃぎやうむじやう つうきんとちゆう しぼう ばあい いぞく たい しきゆう
労働者が、業務上または通勤途中で死亡した場合、遺族に対して支給されます。